

議 長 日程第6「報告第11号専決処分の報告について（松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例）」を議題とします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

子育て健康課長 それでは、報告第11号専決処分の報告について。

町長の専決処分事項に関する条例第1条第4号の規定により、松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

1枚おめくりください。専決処分書でございます。

専決処分の理由です。児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令」等が公布され、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」等の一部が改正されたことに伴い、同法の条項等を引用する規定を整備するため、専決処分により条例改正を行いましたので、今回、本議会にて報告するものでございます。

恐れ入ります。3枚おめくりいただき、参考資料、新旧対照表1ページを御覧ください。松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第1条関係）でございます。右が現行、左側が改正案でございます。

第25条中、現行の下線部分になります。「第33条の10各号」を改正案の「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改めるものです。

次に、松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第2条関係）でございます。

第13条中、現行の「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改め、恐れ入ります、2ページ目を御覧ください。第24条中、現行の下線部分にあります「国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。」を改正案では、「法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）」に改め、第30条中、保育士の次に、「（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を追加し、恐れ入ります、3ページを御覧ください。第32条中、保育士の次に、「（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を追加し、第45条中、保育士の次に、「（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を追加し、恐れ入ります、4ページを御覧ください。第48条中、保育士の次に、「（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を追加するものでございます。

また、附則部分でございますが、4ページ下段から5ページにわたりますが、10項といたしまして、「認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型等についての前項の規定の適用については、同項中「除く。」とあるのは、「除く。」又は当該小規模保育事業所A型等が所在する認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」とする。」を新設いたします。

続きまして、松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（第3条関係）でございます。

附則部分でございますが、（経過措置）2項の下線部分について、改正案と

いたしまして、「保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当面の間、松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定の適用については、同条例第30条第2項第3号、第32条第2項第3号、第45条第2項第3号及び第48条第2項第3号中「15人」とあるのは「20人」と、同条例第30条第2項第4号、第32条第2項第4号、第45条第2項第4号及び第48条第2項第4号中「25人」とあるのは「30人」とする。」に改めるものです。

6ページをお願いいたします。次に、松田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第4条関係）でございます。

第11条第3項第1号中、下線部になります。現行欄、「国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。」を改正欄では、「法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士に改め、第13条中、現行欄、法第33条の10各号を改正欄では、法第33条の10第1号」に改めるものです。

恐れ入りますが、4枚お戻りいただきまして、改正条例本文3ページを御覧ください。附則でございます。この条例は、令和7年10月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

なしとのお声ですが、質疑なしと、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。

議 長 以上で予定しました日程の全てが終了しました。これをもって本臨時会は閉

会といたします。慎重な御審議、ありがとうございました。

(12時05分)